

投票所までの移動手段がない方や自力による移動が困難な方に対し、



## 投票所へのタクシー等による 移動支援を行います



### 自宅⇔投票所の往復に利用できます

#### 申込期間

衆議院議員総選挙 選挙管理委員会事務局までご連絡ください。  
下市町長選挙 11月 1日（金）まで

#### 利用期間

各選挙における期日前投票期間及び投票日当日

#### 利用区間

自宅等（町内）と当日投票所または期日前投票所との往復  
※途中下車・乗車地以外への移動はできません。

#### 利用料金

無料

#### 対象者

下市町の選挙人名簿に登録されている方で、次の(1)～(2)のすべての要件に該当する方

(1)投票期間に町内に居住している方

(2)交通手段又は補助の移動手段（家族等の送迎）がない人で、  
自宅から投票所までの間、自力による移動が困難な人

※不在者投票を行うことができる施設に入院または入所されている方、  
郵便投票証明書を交付されている方は対象外となります。



- ・提出のあった「投票所への移動支援対象者名簿登録申請書」を受理、審査のうえ利用の決定を行います。
- ・この制度は、選挙ごとに申込が必要です。
- ・申し込みの内容に変更があった場合は、下記の間合せ先まで連絡してください。

投票所への移動支援対象者名簿登録申請書は、役場2階総務課での配布又は下市町ホームページからダウンロードできます。

#### 【申込み・問合せ】

下市町選挙管理委員会事務局

TEL：0747-52-0001

FAX：0747-54-5055

メール：soumu@town.shimoichi.nara.jp

裏面もご覧ください

## 【利用方法】

※タクシー等の予約、運行状況等により利用者が希望する日時に乗車できない場合があります。

- 1 利用希望者は、選挙管理委員会事務局へ「投票所への移動支援対象者名簿登録申請書」を提出します。（メールでの提出も可能です。）
- 2 選挙管理委員会において申請書の内容を確認し、決定通知書と「投票所への移動支援利用券」を送付します。
- 3 下記の事業者へ「投票所への移動支援利用券」を利用することを申し出たうえで、利用者が直接予約をします。（投票する日の前日午後5時まで）
- 4 投票日当日、自宅等にタクシー等が到着したら、乗務員に移動支援利用券を提示し、投票所へ行きます。
- 5 投票所で降車し、選挙事務の方に選挙の入場券と一緒に移動支援利用券を渡してください。利用券に署名をもらい、受け取ってください。投票終了後、同じタクシー等で帰宅してください。
- 6 自宅到着後、「投票所への移動支援利用券」を乗務員に渡してください。

### ●利用できるタクシー会社、訪問介護事業所等

事業者名	住所	電話番号	一般	福祉	介護	車いす
千石タクシー	仔邑19-3	52-2555	○	○	○	○
奈良近鉄タクシー	大淀町北六田136-1	0746-32-5381	○	○		
吉野口タクシー	大淀町下淵122-2	52-2077	○	○		
大淀タクシー	大淀町下淵149-3	52-2049	○	○	○	○
ユートピアセグラ	阿知賀135	54-2151			○	○
オーブ	大淀町桧垣本2445-127	52-1036		○	○	○

※一般欄が「○」は、利用者の条件なく利用できます。（車椅子等の対応が不可の場合あり）

※福祉欄が「○」は、次のいずれかに該当する方が利用できます。

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている方
- ② 介護保険による要介護認定・要支援認定を受けている方
- ③ ①、②の他、肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他障害のため単独でタクシー、その他公共交通機関を利用することが困難な方

※介護欄が「○」は、介護サービスの適用を受ける方のみ利用可能です。利用にあたっては担当のケアマネージャーにご相談ください。

※車いす欄が「○」は、車いすでの移動に対応が可能です。